

令和6年度 市・県民税申告相談のお知らせ（南外地域版）

今年度は2月13日(火)から市・県民税の申告相談が始まります。詳しくは「広報だいせん だいせん日和1月号」に掲載しておりますのでご確認ください。

申告会場は 南外支所2階 第3応接室・会議室 です

申告期間中は市民サービス課窓口では申告相談を受付しておりません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用ください。※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けておりますが、ご都合のつかない方は指定日以外でも受付いたしますので、裏面の日程表で申告相談開催日をご確認の上、ご来場ください。

また、今年も日曜申告を全地区対象に行いますが、当日は例年混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われますので、ご了承の上お越しく下さい。尚、受付時間は15:00までとなります。

申告が必要かどうか？

「申告書」や「申告のお知らせはがき」が送付されていない場合でも以下に該当する方などは、申告が必要となりますのでご注意ください。なお、「申告書」が送付されなかった方で、申告書や申告の手引きが必要な場合は、個別に送付いたしますので下記担当までご連絡ください。

- 土地・家屋・高額な動産等の売却をした方
- 生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方
- 営業、農業、不動産所得があった方 ※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません
- 医療費を多く支出したため医療費控除を受けたい方、給与の年末調整をしていない方
- 新規に住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方 など

上記には該当しないが申告が必要かどうかわからない場合は、「広報だいせん だいせん日和1月号」に**申告が必要か不要かを判断できるフローチャート**を掲載しておりますのでご確認ください。※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方(毎年、市・県民税が課税されている方など)に限り控除が可能です。そのため、申告が特に必要ない場合もあります。

申告に必要な物(申告書はマイナンバーの記載が必要です)

◎①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)

※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。

◎本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税の還付金がある場合に必要です)

◎税務署から確定申告書や通知等が送付された方は、その申告書又は通知等

◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票の原本

◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書など

◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など

※農業所得は、全て収支計算となっておりますので必ず準備してください。

◎医療費控除を受ける方……医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書

※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【お問い合わせ先】 大仙市役所 南外支所 市民サービス課 税務担当 TEL 74-2116(直通)

令和6年(令和5年分) 南外地域 申告相談日程表

申告相談会場は「南外支所2階 第3応接室・会議室」です

【申告受付時間】

《午前の部》 9：00～11：30

《午後の部》 13：00～16：00

月	日	曜日	午前の部	午後の部
			地区名	地区名
2月	13日	火	大畑 釜坂 土場	高野 梨木田団地
	19日	月	湯ノ又 荒又	日吉 荒沢
	26日	月	木直 夏見	田屋 無尻橋
	29日	木	中宿 中野 落合	薬師堂 湯松 細川

月	日	曜日	午前の部	午後の部
			地区名	地区名
3月	4日	月	揚坊 桑台 小出	物渡 及水 西板戸
	8日	金	北田 十二ヶ沢 金屋	平形 本川 大向
	10日	日	日曜申告相談 (平日都合の悪い方) 午後3:00まで	
	13日	水	赤平 和寺 大西	大杉 滝 大和野
	15日	金	上野 湯元 中袋	悪戸野 下袋

★南外地域での申告相談日は、上記に記載した日にちのみです。

◆申告期間中、市民サービス課窓口では申告相談を受付しておりませんので、開催日を確認の上、お間違いのないようにご来場ください。

◆待合室は2階の第2会議室となります。受付簿に記名してからお待ちください。職員が番号順にお呼びします。

◆混み具合により午前中に受付を済ませた場合でも、申告相談が午後になる可能性があります。ご了承ください。

◆なるべくご自分の地区の指定日に来ていただくようご協力をお願いします。

✿他支所で開催している申告相談会場でも申告相談を受けることができます。

◎市内全域の申告相談日程については「広報だいせん だいせん日和1月号」をご覧ください。

申告相談に関する問い合わせ先
大仙市役所南外支所 市民サービス課 税務担当 74-2116(直通)